



# 直島町不妊治療費助成事業のお知らせ



直島町では、不妊治療を受けられたご夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の助成を行います。

## 対象者

次の全ての要件を満たす方

1. 法律上の婚姻をしている夫婦の双方が直島町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方  
※単身赴任等特別な事情が明らかな場合は、この限りではない
2. 夫または妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること
3. 産科、婦人科、産婦人科等で不妊治療が必要である、又は、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みが少ないと医師に診断されていること。
4. 夫婦の居住地が異なる場合において、他の市町村との重複申請をしていないこと
5. 町税を完納していること

## 助成対象となるもの・助成額

**一般不妊治療**: 保険診療によるもの、人工授精

助成額: 1年度あたり5万円

※転入者で、その年度に前住所地で一般不妊治療費の助成を受けた方は限度額5万円から前住所地での助成額を引いた額とします。

**特定不妊治療**: 生殖補助医療の内、体外受精又は顕微授精において、下記の表に掲げるもの

※医師の判断につきやむを得ず中断した場合も対象とします

※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供、代理母、借り腹、食事療養費、文書料等は対象外です

	特定不妊治療にあたるもの	治療ステージ	1回の治療当たりの助成金の上限額
1	保険診療によるもの(保険診療と組み合わせて実施された先進医療も含む)	A、B、D及びE	15万円
		C及びF	7万5,000円
2	混合診療によるもの(医療保険基準に適する治療を基礎としているが、一連の過程において、保険適用外(先進医療を除く。)の治療を併用した特定不妊治療で全額自己負担となった治療)	A、B、D及びE	30万円
		C及びF	15万円
3	1・2の治療等による妊娠を確認するための検査		1回の治療に含まれています
4	特定不妊治療に伴う精巣内精子採取術		保険診療のため、1に含まれます

※保険診療で治療予定の方は、事前に各公的医療保険から「限度額適用認定証」の交付を受けると、医療機関の窓口で提示することにより、1か月の窓口の支払額が自己負担限度額までに抑えられます。

※限度額適用認定証を利用せず窓口の自己負担額が高額となった場合は、「高額療養費制度」により自己負担限度額を超えた額が各公的医療保険から返還されます。「高額療養費制度」の対象となる場合は利用後の自己負担額に対して助成します。

**治療に要する医療機関までの往復交通費**(船、バス、電車代等)

※公共交通機関(定期船、バス、鉄道に限る)を利用し自宅から医療機関までの直近の駅、停留所等までに要する往復運賃

## 助成回数

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	一般不妊治療	特定不妊治療
39歳以下	一般不妊治療を受けた日の属する年度から通算5年	通算6回
40歳以上43歳未満		通算3回まで
43歳以降	対象外	対象外

※助成を受けた後、出産に至った場合・妊娠12週以降に死産に至った場合は過去に助成を受けた回数の通算を0回とすることができます。(事実確認できるものの提出を求めることがあります。)

※他の市町村(政令指定都市及び中核市を除く。)において、既に助成を受け、又は受けられる場合には、その年数又は回数を通算助成年数・回数から差し引くものとします。

## 手続き

### 🌀申請期限

一般不妊治療: 治療を受けた日の属する年度の末日まで

特定不妊治療: 治療が終了した日の翌日から換算して1年以内

### 🌀提出先: 直島町役場 住民福祉課 健康推進室

### 🌀提出書類

【共通して提出いただくもの】	夫及び妻の住所並びに法律上の婚姻をしている夫婦であること及び婚姻の日を証明する書類 (戸籍謄本、住民票の写し等)
	夫及び妻の町税を完納していることを証明する書類
	直島町不妊治療費助成金請求書(様式第4号)
	直島町不妊治療交通費助成申請書(様式第5号)
【特定不妊治療】	特定不妊治療費助成申請書(様式第1号)
	特定不妊治療費助成受診等証明書(様式第2号)
	※治療した医療機関が夫婦で異なる場合は、 <u>特定不妊治療費助成受診等証明書(男性不妊治療用)</u>
	※治療した医療機関の処方箋に基づいて調剤した薬剤の交付を保険薬局において受けた場合は、特定不妊治療費助成受診等証明書(様式第3号)を併せて提出
	特定不妊治療に要した費用を確認できる書類(医療機関等が発行した領収書等)
【一般不妊治療】	医療保険各法の規定により高額療養費が支給されている場合は、その支給額を証明するもの。 (治療の期間において、負担限度額認定証の交付を受けている場合は、その証書の写し)
	一般不妊治療費助成申請書(様式第6号)
	一般不妊治療費助成受診等証明書(様式第7号)
	※薬剤を院外処方された場合は、当該処方を行った保険薬局による一般不妊治療費助成受診等証明書(様式第8号)を併せて提出
	一般不妊治療に要した費用を確認できる書類(医療機関等が発行した領収書等)
	その他町長が必要と認める書類

## お問い合わせ先

直島町役場 住民福祉課 健康推進室 ☎087-892-3400

